

申請手数料（低炭素認定・性能向上計画認定・省エネ適合性判定）

豊田市建築相談課（2025.4.1）

●手数料算定式

建築物の用途に応じて、申請に係るものを合計した額となります。

建築物の用途	算定式
一戸建ての住宅	(1)
共同住宅等・複合建築物の住宅部分	(2) + (3)
複合建築物	(2) + (3) + (4)
非住宅建築物・複合建築物の非住宅部分	(4)

●手数料算定の建築物の算定規模

申請	算定規模
低炭素認定	建築物全体
性能向上計画認定	又は複合建築物の住宅（又は非住宅）部分
省エネ適合性判定	建築物全体 増改築の場合は、増改築部分

(1) 一戸建ての住宅

評価方法等	新規申請			
	事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等
一戸建ての住宅	5,200	19,100	27,000	37,100

変更申請			
事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等
3,200	10,100	14,100	19,200

軽微変更証明			
事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等
1,600	5,000	7,000	9,600

(2) 住戸

評価方法等	新規申請				
	事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等	
住宅部分がない	0				
共同住宅等の全戸数	1戸	5,200	19,100	27,000	37,100
	2～5戸	10,300	35,900	53,900	74,900
	6～10戸	17,500	51,900	75,800	105,400
	11～25戸	29,100	74,600	108,300	148,300
	26～50戸	48,800	112,600	157,900	213,000
	51～100戸	87,300	170,300	230,700	305,200
	101～200戸	138,100	242,600	318,500	413,500
	201～300戸	174,400	313,400	415,400	542,100
301戸～	186,100	356,500	481,900	636,500	

変更申請			
事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等
0			
3,200	10,100	14,100	19,200
6,200	19,000	27,900	38,500
10,500	27,700	39,600	54,500
17,500	40,200	57,000	77,100
29,300	61,300	83,800	111,400
52,400	93,900	123,900	161,300
82,900	135,200	172,700	220,600
104,700	174,200	224,700	288,500
111,700	197,000	259,100	336,900

軽微変更証明			
事前審査等	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法等
0			
1,600	5,000	7,000	9,600
3,100	9,500	13,900	19,200
5,200	13,800	19,800	27,200
8,700	20,100	28,500	38,500
14,600	30,600	41,900	55,700
26,200	46,900	61,900	80,600
41,400	67,600	86,300	110,300
52,300	87,100	112,300	144,200
55,800	98,500	129,500	168,400

(3) 共同住宅等の共用部分

評価方法等	新規申請	
	事前審査等	市へ直接申請
共用部分がない 又は共用部分を評価しない(*)	0	
～ 300平米	10,300	118,500
300平米超～ 1,000平米	17,900	149,700
1,000平米超～ 2,000平米	29,100	195,500
2,000平米超～ 5,000平米	87,300	304,500
5,000平米超～ 10,000平米	138,100	390,900
10,000平米超～ 25,000平米	174,400	467,200
25,000平米超	218,000	544,200

変更申請	
事前審査等	市へ直接申請
0	
6,200	60,300
10,700	76,600
17,500	100,700
52,400	161,000
82,900	209,300
104,700	251,100
130,800	293,900

軽微変更証明	
事前審査等	市へ直接申請
0	
3,100	30,100
5,300	38,300
8,700	50,300
26,200	80,500
41,400	104,600
52,300	125,500
65,400	146,900

(4) 非住宅部分

評価方法等	新規申請			
	事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等
非住宅部分がない	0			
～ 300平米	10,300	47,500	95,000	248,400
300平米超～ 1,000平米	17,900	60,500	121,000	311,200
1,000平米超～ 2,000平米	29,100	79,600	159,300	401,800
2,000平米超～ 5,000平米	87,300	128,900	257,900	573,400
5,000平米超～ 10,000平米	138,100	168,400	336,800	706,300
10,000平米超～ 25,000平米	174,400	202,300	404,700	834,900
25,000平米超	218,000	237,400	474,800	952,400

変更申請			
事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等
0			
6,200	24,300	48,600	125,200
10,700	31,100	62,300	157,400
17,500	41,300	82,600	203,800
52,400	68,800	137,700	295,500
82,900	91,100	182,300	367,100
104,700	109,900	219,900	435,000
130,800	129,600	259,300	498,200

軽微変更証明			
事前審査等	工場等	モデル建物法	標準入力法等
0			
3,100	12,100	24,300	62,600
5,300	15,500	31,100	78,700
8,700	20,600	41,300	101,900
26,200	34,400	68,800	147,700
41,400	45,500	91,100	183,500
52,300	54,900	109,900	217,500
65,400	64,800	129,600	249,100

(注意)

- ・「複合建築物」は非住宅部分及び住宅部分を有するものをいい、「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」等を含む。
- ・「床面積」は、建築物省エネ法の開放部分を含む。
- ・「事前審査等」は、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査に適合した低炭素認定及び性能向上計画認定、申請建築物のすべてを評価しない適合性判定、複数建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物の適合性判定をいう。
- ・「工場等」は、申請する非住宅部分の用途すべてが、基準省令第10条に規定する「工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの）の用途に供する場合」をいう。
- ・【適合性判定】(*)共同住宅等の共用部分のみを申請し、そのすべてを評価しない場合、「事前審査等」を適用する。
- ・【適合性判定】共同住宅等又は複合建築物の変更申請又は軽微変更証明で、住戸・共同住宅等の共用部分、非住宅部分のいずれかに変更がない場合、加算しない。
- ・【低炭素認定】共同住宅等の共用部分がある場合、2022年10月以降は、加算する。
(低炭素基準告示第119号「第3」により、2022年10月以降は、共同住宅等の共用部分を評価対象から除くことはできません。)
- ・【低炭素認定】共同住宅等の共用部分に評価対象設備がない場合、「共用部分がない」を適用する。
- ・【低炭素認定】2022年10月より前に申請した「住戸のみ」の変更申請又は軽微変更証明は、「全戸数」を「申請戸数」と読み替える。
(法第30条及び基準省令第10条により、2022年10月以降は、住戸のみを新規申請できません。)
- ・【性能向上計画認定】複数建築物による認定を申請する場合、建築物1棟ごとに手数料を算出し、合算する。